

厚生労働省告示第四百十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣 細川 律夫

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
財団法人北里環境科学センタ I	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち 細菌学的検査の業務	平成二十二年七月三十一日